

< 不在者財産管理人権限外行為許可 >

1 不在者財産管理人が不在者に代わって遺産分割協議をしたり，不在者の財産を処分するなど，民法第 103 条に定められた権限を越える行為をするためには，別途家庭裁判所の許可を得る必要があります。

詳しくは，管理人としての選任手続を行った家庭裁判所の担当者にお問い合わせください。

2 申立書及び記載例については，各項目を参照してください。

【郵送提出の場合の宛先】

本庁管轄のもの

郵便番号 100 - 8956

東京都千代田区霞が関1 - 1 - 2

東京家庭裁判所 家事事件係

立川支部管轄のもの

郵便番号 190 - 8589

東京都立川市緑町10 - 4

東京家庭裁判所立川支部 家事事件係

伊豆大島出張所管轄のもの

郵便番号 100 - 0101

東京都大島町元町字家の上445 - 10

東京家庭裁判所伊豆大島出張所

八丈島出張所管轄のもの

郵便番号 100 - 1401

東京都八丈島八丈町大賀郷1485 - 1

東京家庭裁判所八丈島出張所

それぞれの管轄裁判所あてにお送りください。